

第4章 特定地区の保全・整備・緑化の方針等

1. 都市計画等により定める区域

(1) 地域制緑地等

1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

① 指定状況・指定方針等

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土保存区域が5地区、約989ha指定されています^{※1}。
- 歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土特別保存地区が13地区、約573.6haが指定されています。
- 鎌倉市は、歴史的風土保存区域の内、現行特別保存地区に指定されていない枢要な樹林地部分(約201.8ha)に対して同地区への指定の拡大を緑の基本計画の方針としています。



■ 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区
鎌倉市は、緑の基本計画で、歴史的風土保存区域のうち枢要な部分を構成している地域を特別保存地区指定候補地としています。(浄明寺緑地から大町・材木座地区を望む)

■ 表Ⅱ.4.1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況

歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区		特別保存地区候補地
名称	面積(約ha)	名称	面積(約ha)	面積(約ha)
朝比奈地区	142	朝比奈切通し特別保存地区	7.0	62.2
八幡宮地区	308	浄妙寺特別保存地区	8.1	39.5
		瑞泉寺特別保存地区	119.0	
		護良親王墓特別保存地区	2.0	
		永福寺跡特別保存地区	5.7	
		建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区	172.0	
大町・材木座地区	174	寿福寺特別保存地区	18.0	47.2
		妙本寺・衣張山特別保存地区	67.0	
長谷・極楽寺地区	207	名越切通し特別保存地区	20.0	33.3
		大仏・長谷観音特別保存地区	110.0	
		極楽寺特別保存地区	9.8	
山ノ内地区	158	稲村ヶ崎特別保存地区	6.0	19.6
		円覚寺特別保存地区	29.0	
合計	989	合計	573.6	201.8

② 歴史的風土保存計画(行為の規制、その他歴史的風土の維持保存に関する事項^{※2})

○ 行為の規制等

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史的意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

^{※1} 逗子市分約6.8ha(歴史的風土保存区域)を含みます。

^{※2} 昭和42年(1967年)1月25日 総理府告示第7号(最近変更 平成12年(2000年)8月29日 総理府告示第42号)鎌倉市、逗子市に係る部分

○地区別の歴史的風土の特性に応じた行為の規制等

地区名	行為の規制の大綱
朝比奈地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然環境の保存にあり、特に金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。
八幡宮地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮(段葛を含む。)を中心とし、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。
大町・材木座地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木材の伐採等の規制に重点を置くものとする。
長谷・極楽寺地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体なる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体なる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。
山ノ内地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

○保存施設の整備(歴史的風土の維持保全に必要な諸施設)

<ul style="list-style-type: none"> ・防火施設 ・土砂崩壊防止施設 ・景観保全のための植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火、病虫害防除等維持管理上の道路 ・立入防止柵、標識等の管理施設 ・維持保存に寄与する道路その他の公共施設
---	---

③指定の経過

○歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況は次のとおりです。

■表Ⅱ.4.2 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定経過

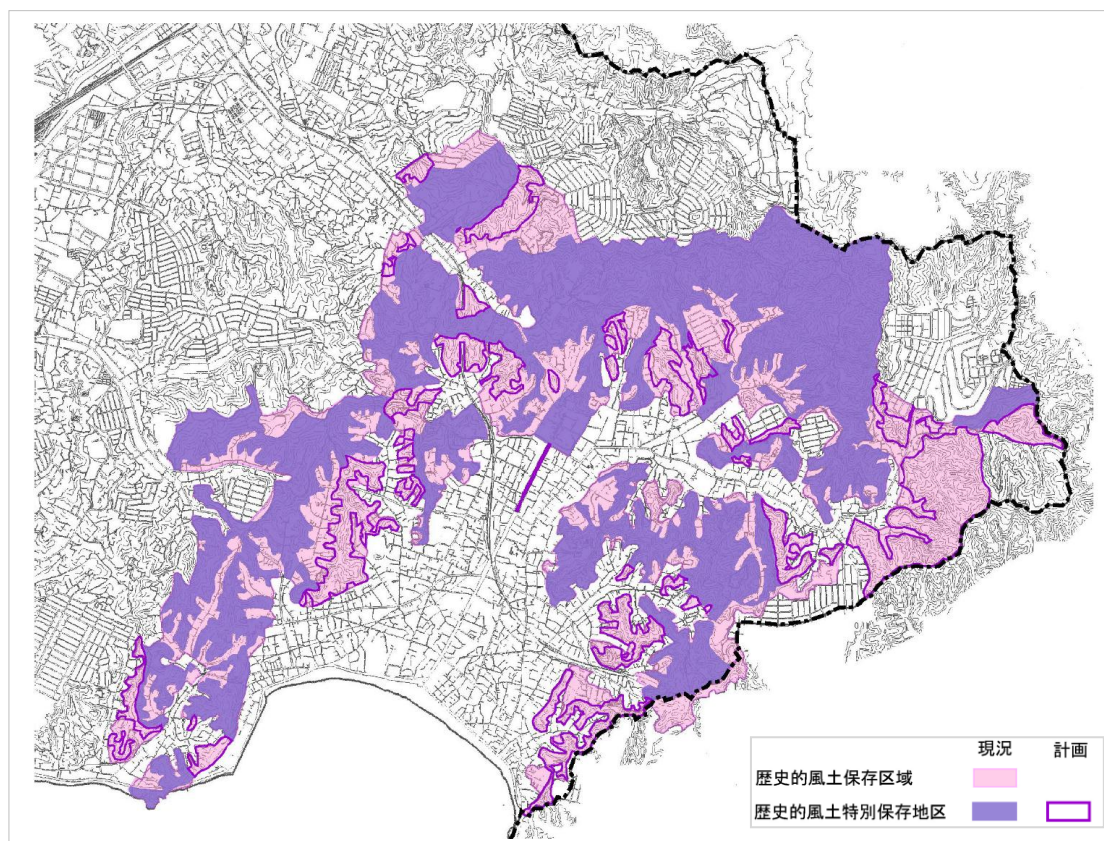
指定年度	歴史的風土保存区域(約 ha)	歴史的風土特別保存地区(約 ha)	備考
昭和41年12月14日	695ha(当初指定面積)		
昭和42年3月2日		226.5ha(当初指定面積)	
昭和48年2月1日	943ha(拡大)		
昭和50年4月1日		265.5ha(拡大)	
昭和61年12月15日	956ha(拡大)		
昭和63年6月17日		570.6ha(拡大)	
平成12年3月17日	989ha(拡大)		逗子市分約6.8ha含
平成15年9月26日		573.6ha(拡大)	

④緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画で、歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

地区名	保全の方針
朝比奈地区	<ul style="list-style-type: none"> ・朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境を保存する。 ・金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容を保存する。 ・十二所一体の貴重な動物の生息環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
八幡宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡八幡宮、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含み、これらに連なる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、自然景観を一体的に保存する。 ・巨福山、天台山等の貴重な動植物の生息・生育環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
大町・材木座地区	<ul style="list-style-type: none"> ・安養院、光明寺、名越切通し、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物・遺跡等と一体をなす衣張山を主峰とする丘陵の自然景観を保存する。
長谷・極楽寺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ヶ崎を含む丘陵の稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体をなす地域の自然的景観を保存する。 ・市街地からの展望地域における山容を保存する。
山ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物や遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山から鷲峰山に至る丘陵及び谷戸の静寂な自然的環境を保存する。 ・山ノ内一帯の貴重な動物の生息環境を保存する。 ・六国見山の眺望機能を確保する。

■図Ⅱ.4.1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況と指定候補地



2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

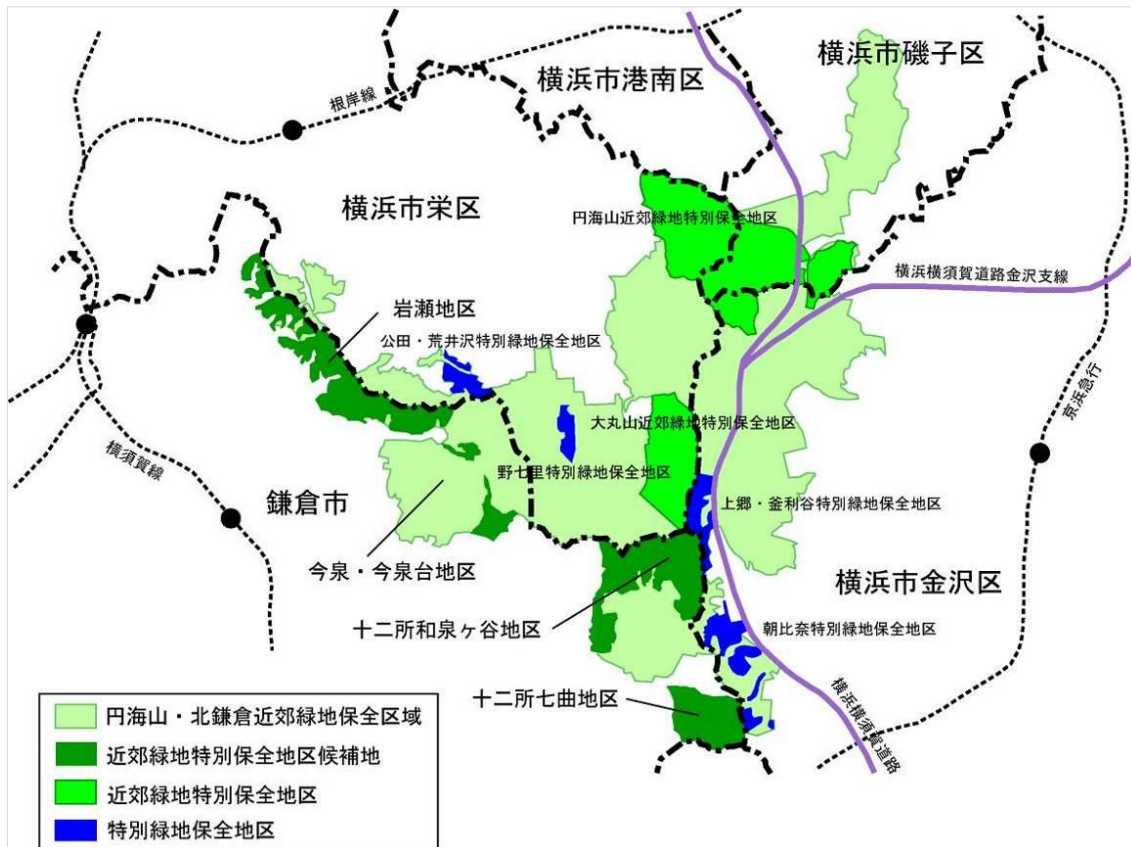
①地区の指定・施策方針

- 首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}が、横浜市を含む約 1,096ha にわたって指定され、その内約 294ha が鎌倉市内にあります。
- 鎌倉市は、近郊緑地保全計画に沿った、区域内の重要な緑地(約 131ha)の特別保全地区指定に取り組めます。

■表Ⅱ.4.3 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定の方針と面積

近郊緑地保全区域 ^{※2}		面積(約 ha)	近郊緑地特別保全地区	面積(約 ha)	候補地面積(約 ha)
近郊緑地保全区域 円海山・北鎌倉区域	鎌倉市域		(仮称)鎌倉特別保全地区	—	131
	岩瀬地区	53			
	今泉地区・今泉台地区	121			
	十二所和泉ヶ谷地区	94			
	十二所七曲地区	26			
	鎌倉市域計	294	鎌倉市域計	—	131
横浜市域	802	円海山特別保全地区	116	—	
		大丸山特別保全地区	44		
		横浜市域計	160		
合計	1,096	合計	160		

■図Ⅱ.4.2 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区候補地位置図



※1 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和44年(1969年)3月28日 首都圏整備委員会告示 第1号、最近変更は平成18年(2006年)12月28日 国土交通省告示 第1540号。

※2 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

②指定の経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市	横浜市	地区名	面積(約 ha)
昭和 44 年 3 月 28 日	962(当初指定)	243	719		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998(拡大)	243	755		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096(拡大)	294	802		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116(拡大)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44(横浜市域のみ)

③近郊緑地保全計画

○近郊緑地保全計画では、近郊緑地保全区域内における行為の規制、その他近郊緑地保全に関する事項、近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項等が示されています。

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画は、平成 18 年(2006 年)の拡大指定にあわせて、平成 19 年(2007 年)に変更されました^{※1}。(円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画は、資料編 232 頁に掲載しています。)

④緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画で、近郊緑地保全区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

地区名 ^{※2}	保全の方針
岩瀬地区	・市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。
今泉地区 及び今泉台地区	・散在ヶ池の水辺環境とこれを取りまく丘陵の自然的環境を保全する。 ・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・市街化区域である住宅地について、緑化を誘導し、周囲の自然的景観と調和した緑豊かな環境を創造する。
十二所和泉ヶ谷地区 及び十二所七曲地区	・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 ・七曲地区の眺望機能を確保する。 ・鎌倉霊園については周囲の自然的景観との調和に向けた緑化を誘導する。



■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域

樹林地と農地が相まって、豊かな生物相を作り出しており、鎌倉市は緑の基本計画で、近郊緑地保全区域内の重要な緑地部分を、近郊緑地特別保全地区候補地としています。



■特別保全地区指定に向けた自然環境調査のまとめ

近郊緑地特別保全地区の指定に向けて、神奈川県・市民ボランティアと連携して、近郊緑地保全区域内の自然環境調査を実施しました。(自然環境調査概要)

^{※1} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(平成 19 年(2007 年)2 月 14 日国土交通省告示第 130 号)

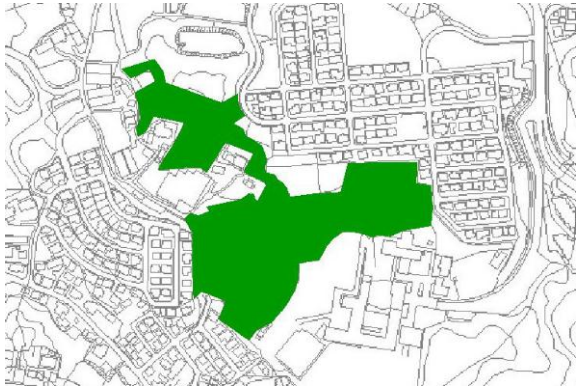
^{※2} 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものだけでなく、緑の基本計画の推進上の地区名称として使用するものもあります。


3) 特別緑地保全地区^{※1}

①地区の指定と緑地の保全に関する事項

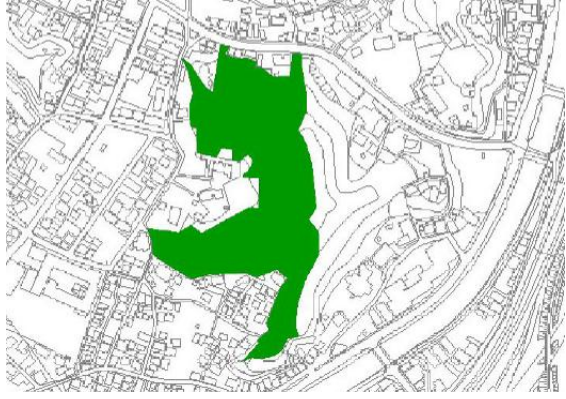
○地区別の指定理由、保全の方針等は次のとおりです。

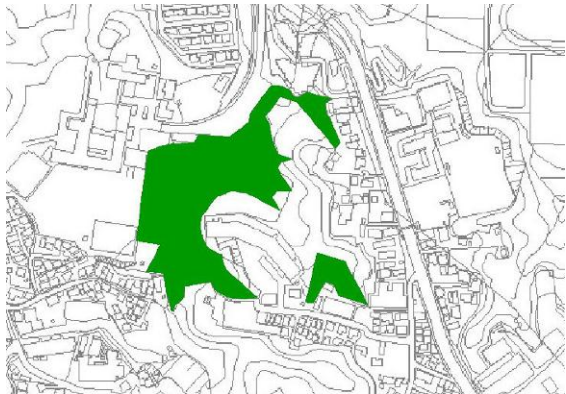
■図Ⅱ.4.3 特別緑地保全地区の指定状況等

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	3.7	城廻字打越	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し、北東側及び南西側は低層住宅地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<p>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	0.8	山崎字清水帰り	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・昌清院特別緑地保全地区は、鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層住宅地によって囲まれた、臨濟宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<p>・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

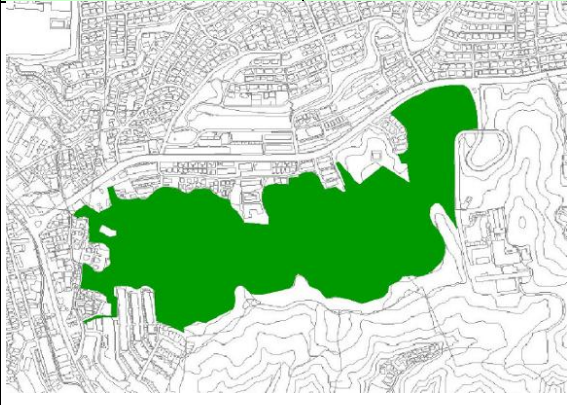
^{※1} 平成16年の都市緑地法改正により、「緑地保全地区」の名称が「特別緑地保全地区」に変更されていますが、鎌倉市では緑の基本計画並びにこれに関する文書では、従来の緑地保全地区も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。


地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	3.2	岡本二丁目	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】			
<ul style="list-style-type: none"> 岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観による当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

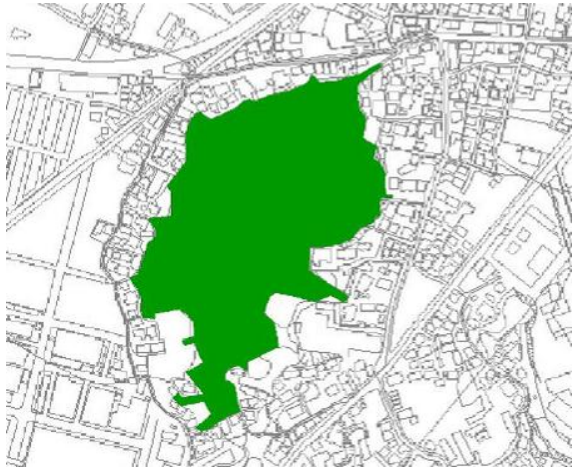
地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
【指定の理由】			
<ul style="list-style-type: none"> 玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

■玉縄城址特別緑地保全地区
 小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた玉縄城跡としての歴史文化資源を保全しています。



地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	18	梶原四丁目、常盤字大丸	平成17年9月13日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> 散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成19年12月19日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能を有しています。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。


地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	5.0	山崎宮廻り	平成20年9月16日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。 ・中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。 ・優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	天神山特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂崩壊防備保安林・風致保安林)と重複しています。		



■寺分一丁目特別緑地保全地区・(仮称)等覚寺特別緑地保全地区候補地
 深沢地域の国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として保全を図ります。(写真奥の山林が特別緑地保全地区・候補地です。)



■天神山特別緑地保全地区
 市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笛田特別緑地保全地区	6.0	手広二丁目、笛田二丁目、鎌倉山四丁目	平成21年9月14日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 手広・笛田特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有しています。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	手広・笛田特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂流出防備保安林・保健保安林)と重複しています。		



■手広・笛田特別緑地保全地区
市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全しています。(写真奥の山林が特別緑地保全地区です。)

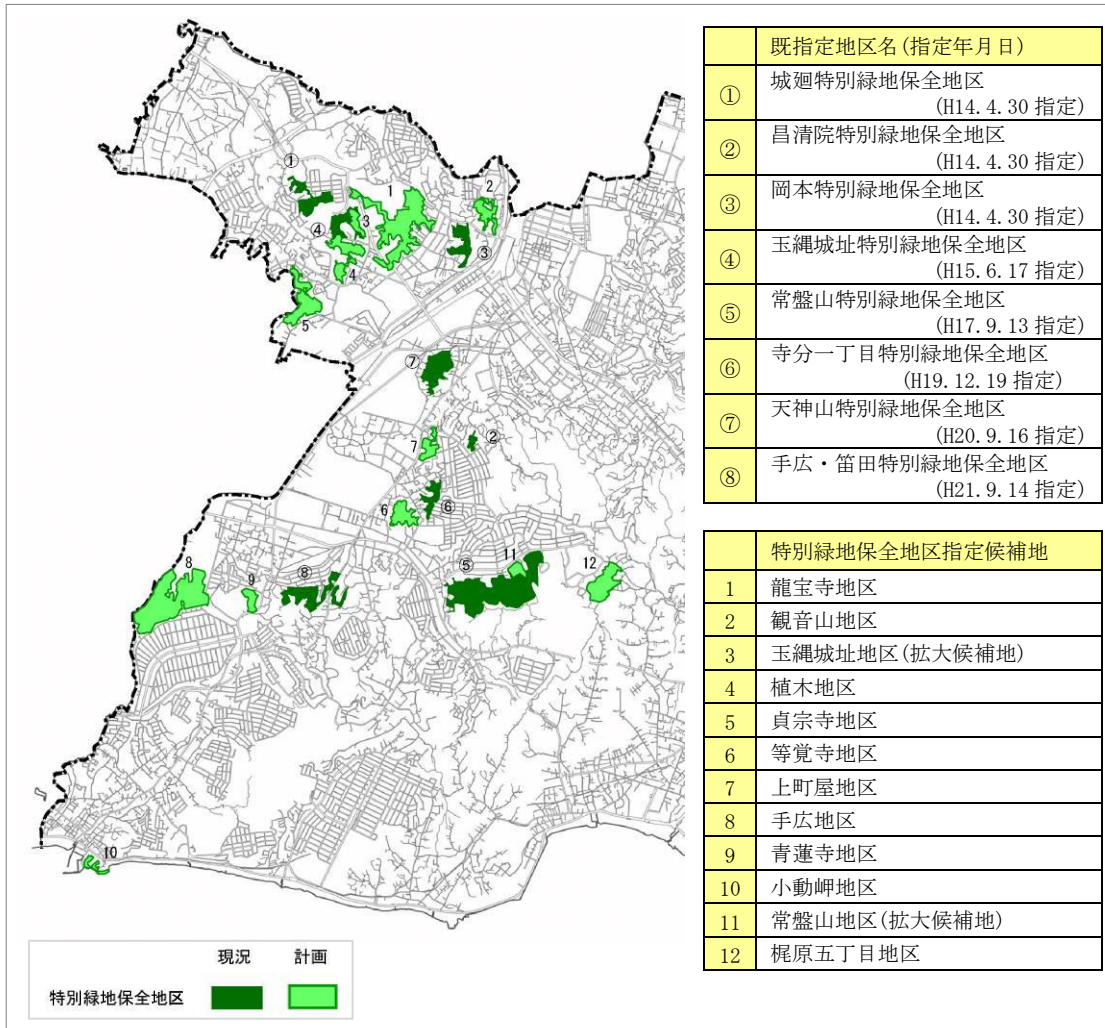
②指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

○10ha以上の規模を有する指定候補地については、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。

地区		面積 (約 ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
その他		1	※常盤山地区の拡大候補地(1ha)
小計		29	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	梶原五丁目	4.6	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。
5	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
6	等覚寺	2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。
7	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
8	上町屋	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
9	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
10	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		22.6	
その他		1.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)
合計		52.9	

■図Ⅱ.4.4 特別緑地保全地区(既指定地・候補地)の概ねの位置



■玉縄地域の特別緑地保全地区・同指定候補地
鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印等として保全を図ります。



■特別緑地保全地区指定候補地(青蓮寺地区)
深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として保全を図ります。(写真奥の山林が特別緑地保全地区候補地(保安林)です。)

4) 風致地区

①地区の指定

○都市計画法および神奈川県風致地区条例に基づく風致地区が、市域の約 55.5% (鎌倉風致地区 約 2,194ha) にわたり指定され、その種別は次のとおりです。

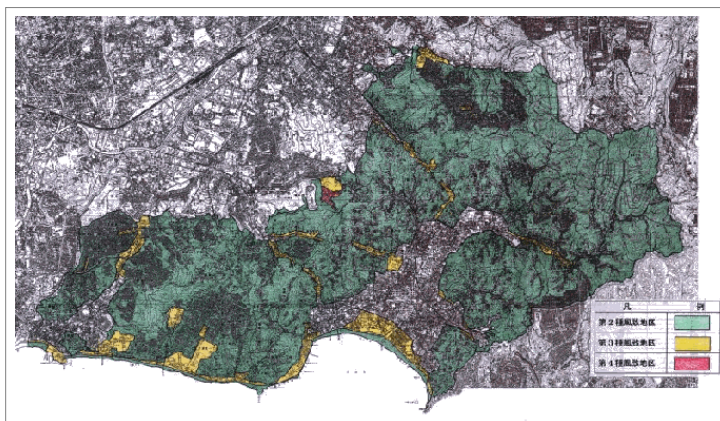
第1種風致地区 ※鎌倉市域には第1種風致地区の指定はありません	特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第2種風致地区	良好な自然環境を有し、又は周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然環境と融和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第3種風致地区	周辺に良好な自然環境を有し、現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第4種風致地区	自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区以外の区域

②風致の維持等の方針

○鎌倉市は、現行指定区域とつながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の指定区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の一带)に対する指定拡大を緑の基本計画の方針としています。

○鎌倉市は、緑の基本計画で、風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項を次のとおり示しています。

■鎌倉風致地区指定概略図



区域	保全・維持・育成に関する事項
保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の樹林地については、重層的で四季の変化に富んだ自然景観を歴史的風土とともに一体的に保全し、次代へ継承する。 市街化区域内の山林については、これらが都市的環境と自然的環境の融和や自然景観をいかした個性ある地域環境の形成に有効に機能するよう、その保全に努める。
維持区域	<ul style="list-style-type: none"> 谷戸の低層住宅地については、緑豊かな住居環境の確保等により、丘陵の自然景観と融けあった落ちつきのあるまち並みの風致を現在の良好な状態で保全する。 鎌倉山一体の住宅地については、残された丘陵の山林の保全や建築物の規制等により緑の中に建物が点在する趣のある風致を現在の良好な状態で維持する。
育成区域	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地に開発された住宅地については、協定等による緑化の促進や建築物の意匠・形態の規制により、鎌倉市にふさわしい緑に包まれた良好なまち並みの風致を育成する。 商業施設等の集積する沿道市街地や丘陵住宅地の中心部等については、敷地の接道部のデザインに配慮するとともに、公共の緑との一体的調和を図る。 海岸線の住宅地のうち、由比ガ浜、材木座一帯については保養地としての環境を維持するとともに、新たな土地利用の動向を踏まえた魅力あるまち並みの風致を維持する。 海岸線沿いの斜面住宅地については、建築物の規制や在来種の植栽・育成等により、海岸線の背景をなす斜面地の風致の回復に努めるとともに、建物と調和した風致を育成する。

③指定候補地

○現在の指定区域とつながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の指定地、特別緑地保全地区の指定地、台峯地区一帯、計170.5ha)の拡大指定候補地は次のとおりです。



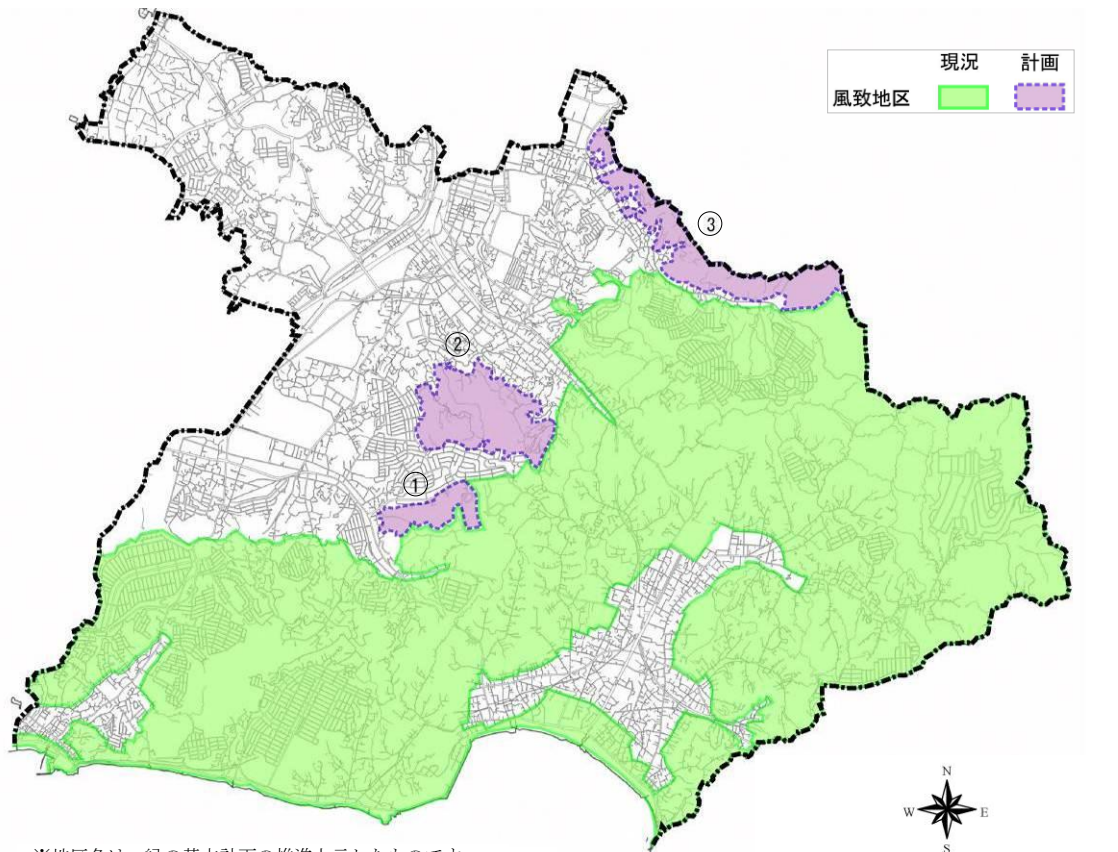
■風致地区内の住宅地

谷戸の低層住宅地では、緑豊かな住居環境の確保等により、丘陵の自然景観と融けあった落ちつきのあるまち並みの風致の良好な状態が保全されています。(笹目)

■表Ⅱ.4.4 風致地区の指定地面積と指定候補地の面積

地区名		面積(約 ha)	
鎌倉風致地区	指定面積	2,194	
	候補地	①梶原地区	25.4
		②山崎・台地区	71.9
		③岩瀬・今泉地区	73.2
	候補地計	170.5	

■図Ⅱ.4.5 風致地区指定地及び指定候補地



※地区名は、緑の基本計画の推進上示したものです。

500 0 500 1000 1500 2000 m

④指定の経過

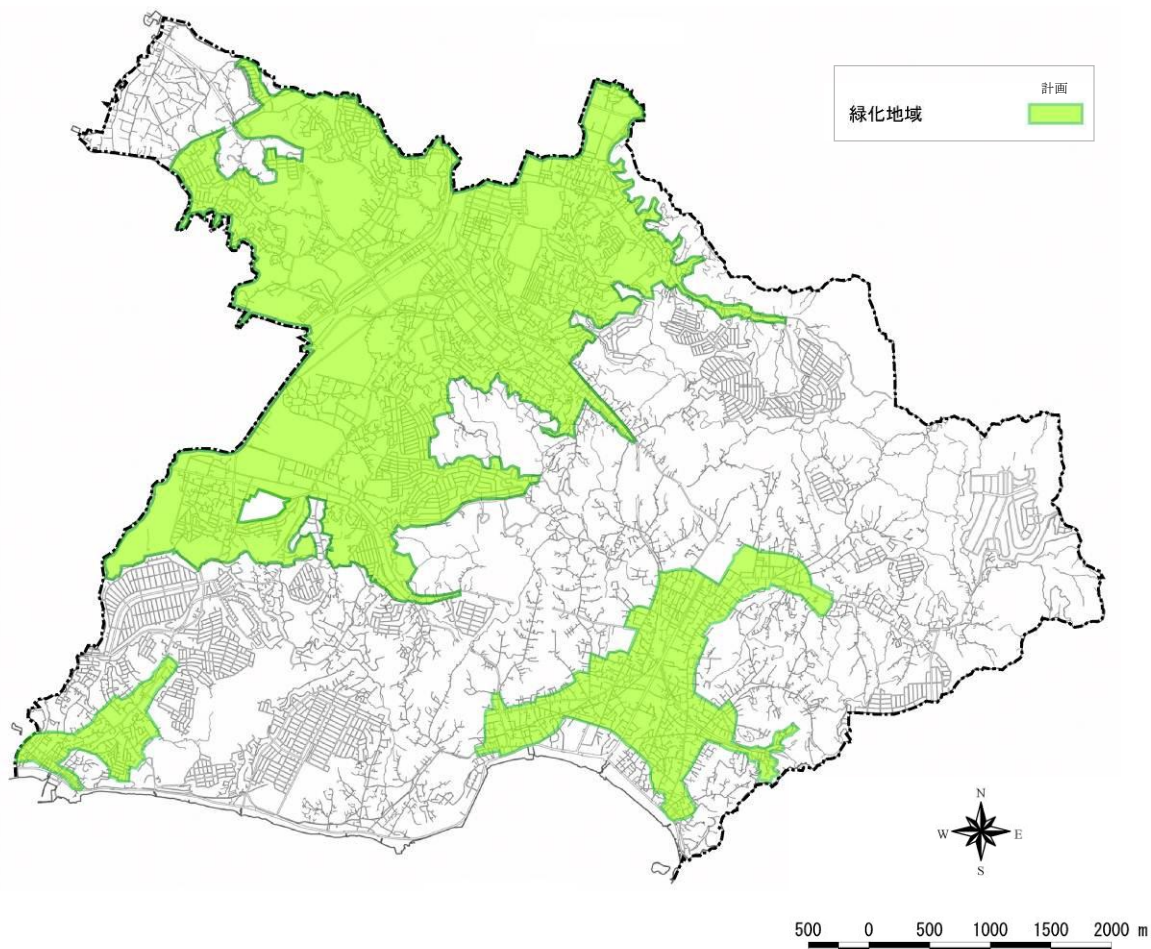
指定年月日	面積(約 ha)	備考
昭和13年1月25日	2,263.4	内務省告示第25号
昭和24年5月16日	2,156.1	市域の変更
昭和52年3月30日	2,156.1	市域の変更
昭和63年6月17日	2,185	変更
平成14年4月2日	2,194	変更

5) 緑化地域

①地区の指定

- 「普通の市街地にある身近な緑(暮らしを支え豊かにする緑)を担保する」視点に立って、都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足する地域において、生活快適性向上、及び都市環境負荷調節等の機能を発揮させるための民有地の緑化を、効果的に誘導することを目的として、都市緑地法に基づく緑化地域を指定します。
- 緑化地域は、関係する都市計画やまちづくり事業の進捗状況を踏まえて、指定に取り組みます。

■図Ⅱ.4.6 緑化地域指定候補地



②緑化の推進に関する事項(案)

■緑化地域の緑化の推進に関する事項

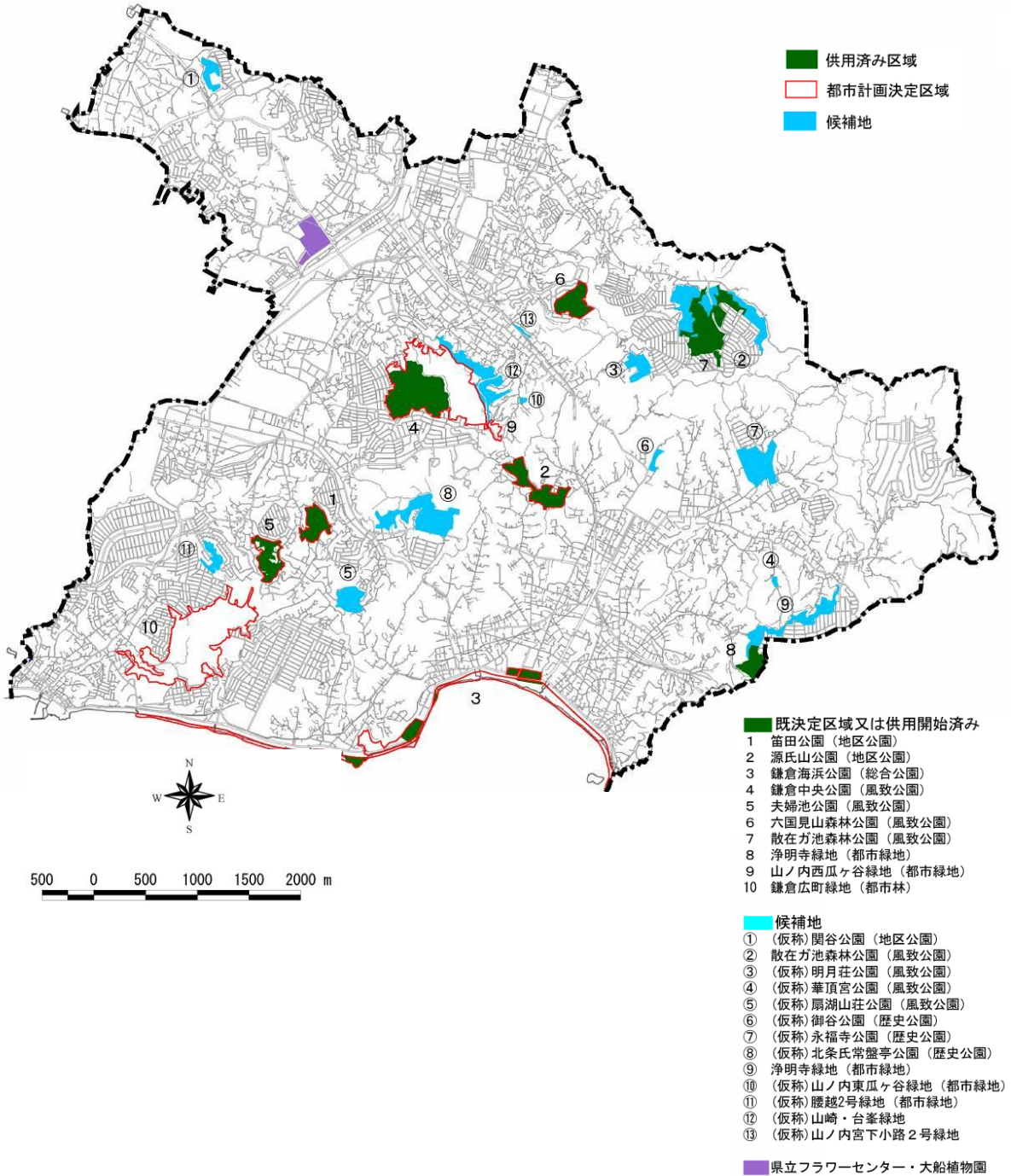
緑化地域		
地域の面積	約 1,430ha	
緑化率規制	対象となる敷地面積の規模	・緑化の義務付けの対象は敷地面積が 300 m ² 以上の建築物の新築又は増築とする。
	緑化の義務付けの内容	・敷地の 20%とする。 ※商業系地域では、敷地の 10%とする。
適用除外	・学校・工場など、その用途や敷地の状況によってやむを得ないと認めて市が許可したものは、緑化率規制の対象外とする。	

(2) 主な都市計画公園・都市公園

1) 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。

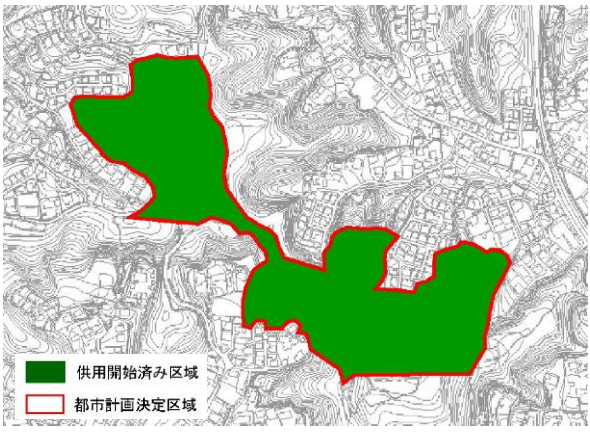
■図Ⅱ.4.7 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置



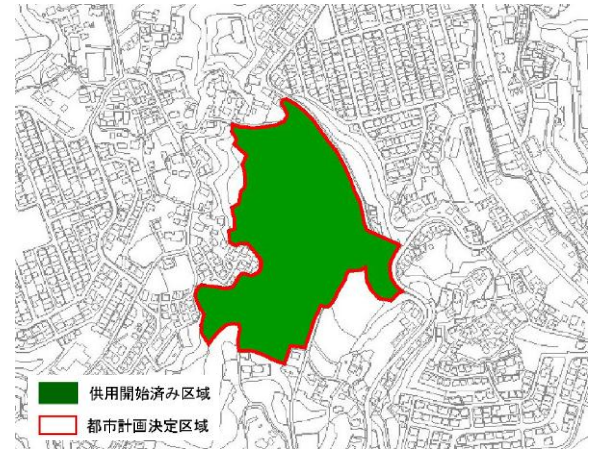
①主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域

○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
源氏山公園	S31. 9. 24(当初決定) 9. 54 S50. 9. 9(名称変更) 9. 5	S41. 10. 20 9. 5 ※0. 3ha は都市 計画公園区域外	扇ガ谷一丁目地 内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。</p>		 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>	

※源氏山公園は、特殊公園(風致公園)として都市計画決定。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
笛田公園	S41. 3. 2(当初決定) 5. 2 S50. 9. 9(区域拡大) 5. 5 (名称変更) S54. 2. 27(区域拡大) 5. 9	S52. 6. 1 0. 34 S54. 11. 1 1. 52 S55. 5. 20 1. 87 H18. 4. 1 5. 9	笛田三丁目地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。</p>		 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>	

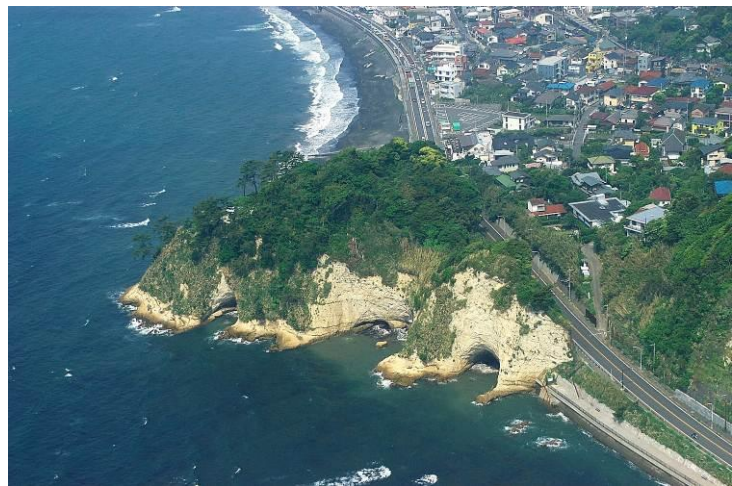
※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9. 24(当初決定)	52.5	S41. 10. 20	4.15	由比ガ浜四丁目地内外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
			H14. 4. 26	7.0	

【都市計画決定の理由】

- ・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 31.6ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。



■鎌倉海浜公園(稲村ガ崎地区)

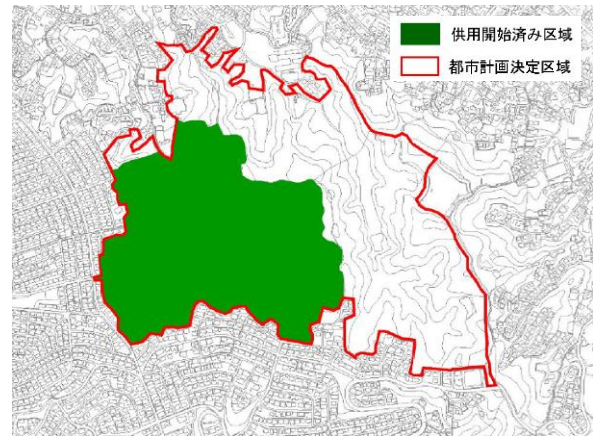
鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区は、日本の歴史公園 100 選にも選定されています。

■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3. 31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)				
	S55. 2. 15(区域変更)				
	H19. 11. 16(区域変更)	51.2			

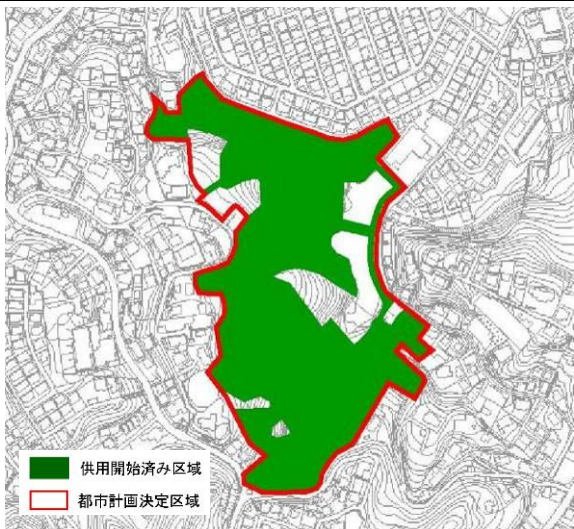
【都市計画決定の理由】

- ・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。



■鎌倉中央公園

市街地において残された、優れた自然風致の保護育成等を目的として整備され、多くの市民に利用されています。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2	7.7	H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹林の保全を図るため、設置するものです。</p>			 <p>■ 供用開始済み区域 ■ 都市計画決定区域</p>		



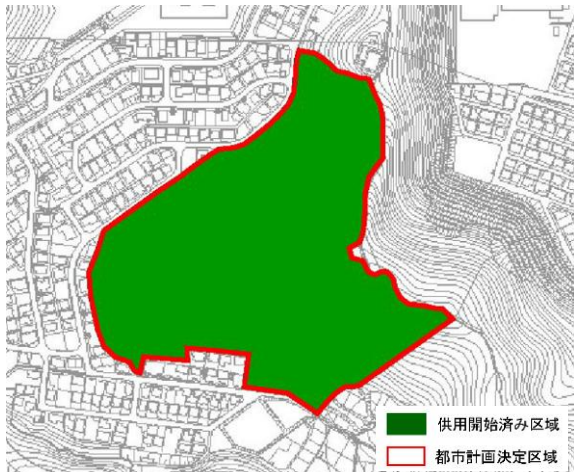
■夫婦池公園

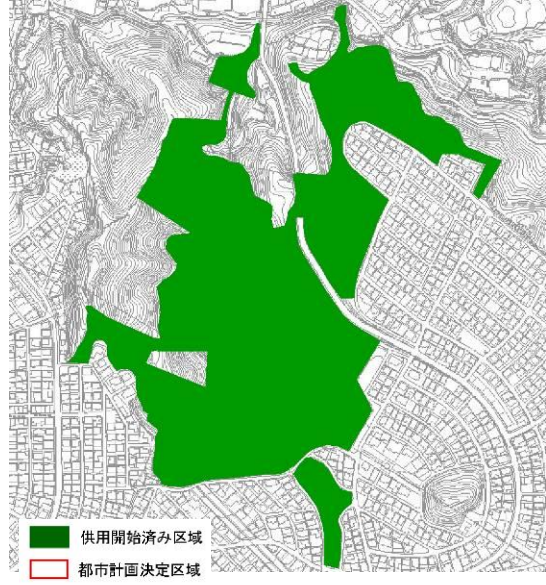
夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かした風致公園として、平成21年に供用開始しました。



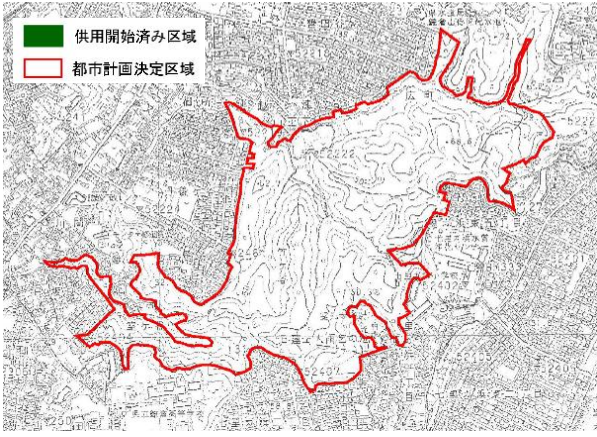
■六国見山森林公園

かつては、山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望めることができました。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にしたい都市公園の設置を目的として設置するものです。</p> <p>※六国見山森林公園の展望台は、六国見山の山頂とは位置が異なります。</p>			 <p>■ 供用開始済み区域 ■ 都市計画決定区域</p>		

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1	12.8	今泉台七丁目地内 外
【整備の方針等】					
<p>・鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図っています。</p>					

■都市林


名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉広町緑地	H 17. 6. 28	48.1	—	—	腰越地内 外
【都市計画決定の理由】					
<p>・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。</p>					




■鎌倉広町緑地

現在整備中ですが、一部の区域を都市緑地法に基づく市民緑地として公開しています。

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1	4. 24	浄明寺六丁目地内 外
<p>【整備の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。 			 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21. 12. 16	1. 4	—	—	山ノ内西瓜ヶ谷地内
<p>【都市計画決定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、無秩序な市街化の防止機能、及び自然的景観の保全機能の保全すること目的としています。 			 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

■山ノ内西瓜ヶ谷緑地

鎌倉市の中心部に位置し、周辺の歴史的風土保存区域や都市公園の緑とのネットワークを形成しています。



2. 緑の基本計画で設定する区域

1) 保全配慮地区

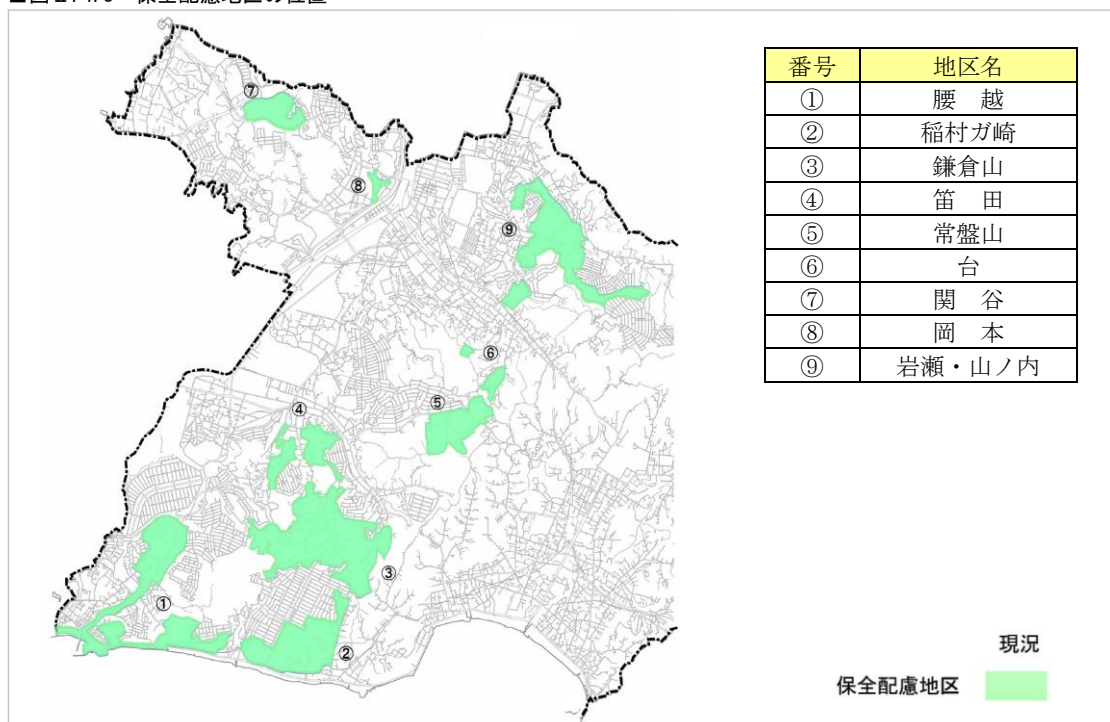
○地区の設定と活用する制度・事業

<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で共通して活用する制度・事業は、「保安林」「街区公園」「市民緑地契約」「保存樹木・樹林制度・緑地保全契約」「緑地寄附受け入れ」です。 ・地区個別で活用を検討する制度・事業は、個別検討する制度・事業に示すとおりです。
--

地区名	面積約 (ha)	地区設定の観点と配慮すべき事項	個別検討制度・事業
腰越地区	56.0	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地、(仮称)小動岬特別緑地保全地区、鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。 ・海岸線及び国道 134 号からの景観を構成する斜面緑地保全。 ・海辺のオープンスペース確保。 ・多様な生物が生息する海岸線の海浜及び潮間帯の自然環境の保全・回復。 ・神戸川の河川空間を軸とする緑のネットワーク形成。 ・景勝地や眺望地点の保全。 ・身近な自然環境や、県道腰越大船線及び湘南モノレールからの車窓景観を構成する緑地の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・特別緑地保全地区
稲村ガ崎地区	44.3	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域及びその周辺部の緑、鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。 ・山林の緑に包まれた居住環境と国道 134 号の海岸線からの景観を構成する緑地の保全。 ・生物多様性保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・断続的に残された斜面緑地の保全。 ・災害時の避難場所となる緑・オープンスペースの確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区
鎌倉山地区	88.5	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地、夫婦池公園、笛田公園、(仮称)扇湖山荘公園、歴史的風土保存区域との緑のネットワーク形成。 ・鎌倉山の山林と緑に包まれた居住環境及び七里ガ浜住宅地の背景をなす緑地の保全。 ・生物多様性保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・延焼防止機能を持つ都市環境を支える緑の確保。 ・鎌倉山の桜並木の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区
笛田地区	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦池公園、笛田公園、手広・笛田特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成。 ・生物多様性保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・周辺市街地の背景をなす緑地の保全。 ・身近な自然環境である緑地の保全。 	
常盤山地区	25.2	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域、常盤山特別緑地保全地区、(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区、源氏山公園との緑のネットワーク形成。 ・都市環境を支える緑地としての機能の保全。 ・自然林や貴重な動植物の生息生育環境の保全。 ・野村総合研究所跡地の緑地部分の自然とのふれあい活動の場としての活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区

台地区	6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地、(仮称)山崎・台峯緑地、歴史的風土保存区域、源氏山公園との緑のネットワーク形成。 ・身近な自然環境である緑地の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・歴史公園
関谷地区	15.1	<ul style="list-style-type: none"> ・岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、(仮称)龍宝寺特別緑地保全地区、城廻特別緑地保全地区、玉縄城址特別緑地保全地区、緑化地域、(仮称)関谷公園、関谷地区の農地との緑のネットワーク形成。 ・生物多様性保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・身近な自然環境である緑地の保全。 	
岡本地区	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、緑化地域、緑化重点地区(大船駅周辺地区)・柏尾川との緑のネットワーク形成。 ・柏尾川とともに、延焼防止帯や風の道となる緑地帯の形成。 ・都市景観上の目印となる緑地の保全。 ・身近な自然環境である緑地の保全。 	・特別緑地保全地区
岩瀬・山ノ内地区	52.0	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園、近郊緑地保全区域、緑化重点地区(大船駅周辺地区)との緑のネットワーク形成。 ・周辺市街地の背景をなす緑地の保全。 ・生物多様性保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・延焼防止機能を持つ都市環境を支える緑地緑の確保。 ・円覚寺につながる JR 横須賀線からの車窓景観を構成する緑地の保全。 	・特別緑地保全地区
合計	301.5		

■ 図Ⅱ.4.8 保全配慮地区の位置



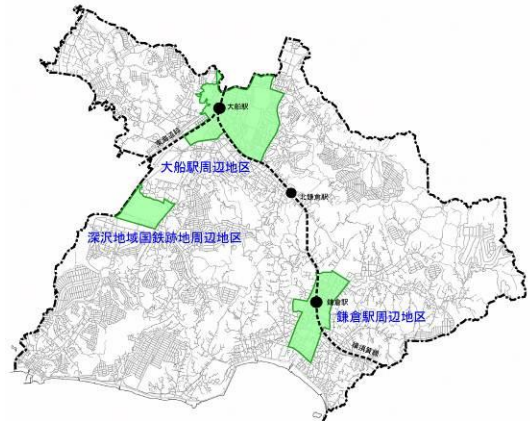
2) 緑化重点地区

①地区の設定

○都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)は次のとおりです。

■表Ⅱ.4.5 緑化重点地区の位置・名称・面積

地区の名称	面積約(約 ha)
鎌倉駅周辺地区	83.6
深沢地域国鉄跡地周辺地区	43.4
大船駅周辺地区	169.1
合計	296.1

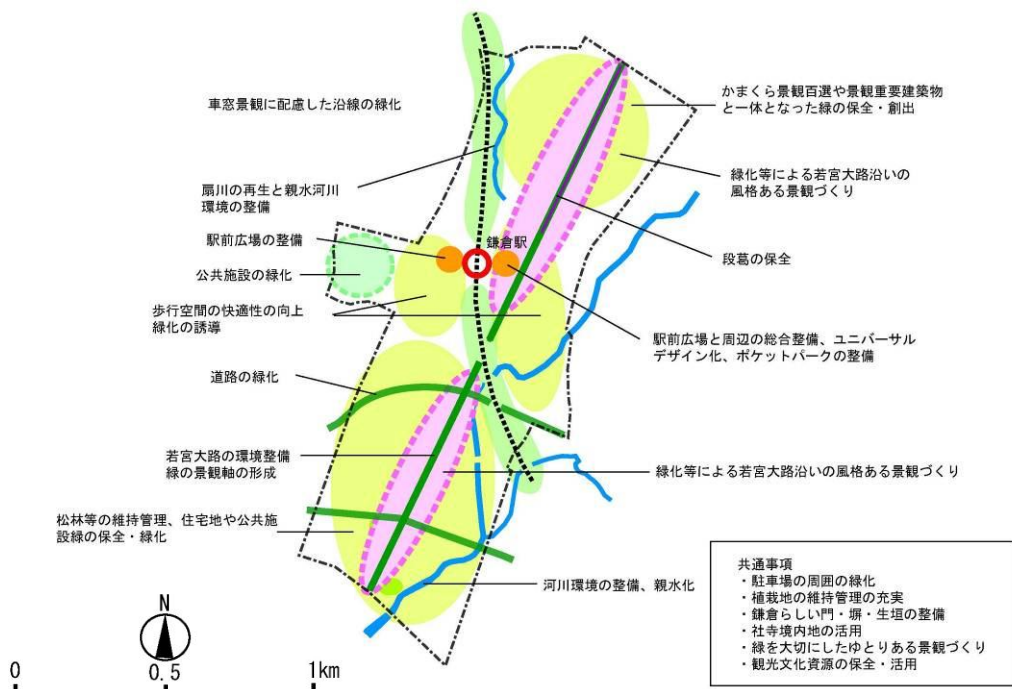
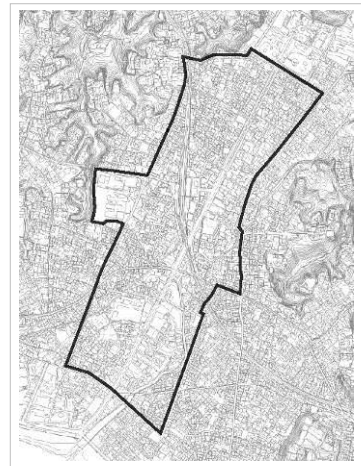


■図Ⅱ.4.9 鎌倉駅周辺緑化重点地区

②主な内容

○鎌倉駅周辺地区

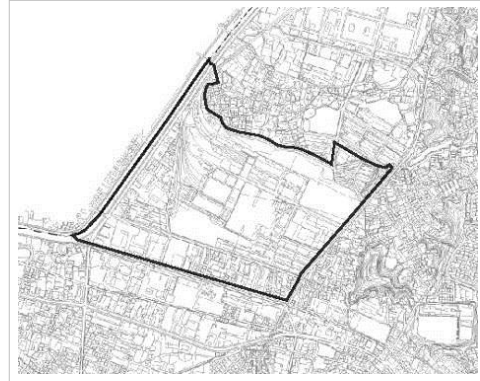
- ・古都中心市街地まちづくり構想に沿ってまちづくりを進めます。
- ・古都鎌倉を象徴する都市軸である若宮大路の保全に努めます。
- ・市民とともに植栽の維持管理の充実に努めます。
- ・鎌倉らしい修景の門、塀、生け垣の整備に努めます。
- ・屋上緑化や道路の植栽等、緑化の推進を図り、鎌倉駅周辺地区の風格ある景観づくりを行います。
- ・鎌倉駅西口周辺地区整備は、修景に配慮した歩行空間の整備などを進めています。



○深沢地域国鉄跡地周辺地区

- ・深沢地域の新しいまちづくり基本計画に沿ってまちづくりを進めます。
- ・現行の土地利用の転換を図り、深沢地域のまちづくりを先導するまちの顔として、法律や制度に基づいて実施される事業等により一体的整備を図っていきます。
- ・深沢地域の骨格を形成する幹線道路や補助幹線道路は積極的に道路緑化を推進します。
- ・地域の核となる都市公園整備を行います。
- ・公開空地及び緑地協定などの制度を活用し、緑化空間などを演出するとともに、防災機能を併せ持つ緑化空間を配置していきます。
- ・21世紀にふさわしい都市拠点を創造する場所として、地域の資源をいかし、新しいまちづくりの視点で緑豊かな景観形成を行っていきます。

■図Ⅱ.4.10 深沢地域国鉄跡地周辺緑化重点地区



○大船駅周辺地区

- ・大船駅周辺地区都市づくり基本計画(案)に沿ってまちづくりを進めます。
- ・都市計画道路の整備、街路の再整備に伴う道路緑化を推進します。
- ・砂押川プロムナードの整備を推進します。
- ・松竹通りの沿道景観形成を誘導します。
- ・都市づくり基本計画(案)にあわせた緑化を推進します。
- ・大東橋周辺地区、鎌倉芸術館周辺、大船駅南部地区など、各地区のまちづくりの進展にあわせた緑化を推進します。

■図Ⅱ.4.11 大船駅周辺緑化重点地区

